

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年4月12日
【会社名】 株式会社フォンツ・ホールディングス
【英訳名】 FONTZ Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野間 史敏
【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目1番15号
【電話番号】 050 5808 5551
【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR 広報担当 丹藤 昌彦
【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目1番15号
【電話番号】 050 5808 5551
【事務連絡者氏名】 経営企画室 IR 広報担当 丹藤 昌彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
693,482,500円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	27,739,300個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません
割当日	平成25年5月1日
払込取扱場所	該当事項はありません

(注)

1．取締役会決議日

平成25年4月12日開催の当社取締役会決議によります。なお、本新株予約権無償割当てにつきましては、平成25年4月24日開催予定の当社臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更案が承認可決されることが当該取締役会決議の効力発生条件となります。

2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記3．に定める基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。

3．基準日

平成25年4月30日

4．割当比率

各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

5．本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日、以下同様。）

平成25年5月1日

6．発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。従って、本有価証券届出書に記載の本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主か否かに関わらない数であります。下記9．に記載の外国居住株主による本新株予約権の行使の制限を受けない外国居住株主に対する割当てについては、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、外国居住株主以外の株主に対して割り当てられる本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれるため、これに関し、平成25年4月12日付で臨時報告書を提出しております。

7．振込機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8．申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期間及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、当社の定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

9．外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされず。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
------------------	---

新株予約権の目的となる株式の数	27,739,300個 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式数を除きます。)を基準として算出した見込み数であります(本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とします。)
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は25円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	693,482,500円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は25円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成25年6月7日から平成25年6月28日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 (2)直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておりません。但し、当社は任意に本新株予約権を取得することがあります。
新株予約権の行使の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。)
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。以下「社債等振替法」といいます。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。

また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成25年6月7日（金）から平成25年6月28日（金）までであるが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着した日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成25年6月28日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次が行われることが想定されている（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成25年6月27日（木）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求にかかる本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5．本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社大阪証券取引所において、同取引所が本書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成25年5月1日（水））となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6．税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」といいます。）については、行使期間の満了時において消滅し、発行会社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
693,482,500	39,700,000	653,782,500

（注）

- 1．払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社株式の数を除きます）を基準として算出した見込額であります。
- 2．発行諸費用は、業務委託報酬19,400,000円、弁護士報酬15,200,000円、登記費用5,100,000円その他諸費用からなります。なお、本新株予約権の行使比率が50%の場合には、払込金額の総額346,000,000円、発行諸費用の概算額34,200,000円、差引手取概算額311,800,000円となります。その場合における発行諸費用は、業務委託報酬16,400,000円、弁護士報酬15,200,000円、登記費用2,600,000円その他諸費用からなります。
- 3．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 4．本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

（2）【手取金の使途】

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数（当社が保有

する自己株式の数を除きます。)を基準として算出可能であります。本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の皆様の行使状況により、変動いたします。

以下は、本新株予約権の総数うち行使された本新株予約権の割合(以下「行使比率」といいます。)が100%(本新株予約権の総数27,739,300個が全て行使された場合)及び50%(本新株予約権の総数27,739,300個のうち、13,869,600個分が行使された場合)と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

なお、100%の行使比率のほかに、50%の行使比率を記載した理由は、下記「募集に関する特別記載事項、4.大株主の行使の見込み等、RPH社の方針及びミネルヴァ債権回収の方針」記載のとおり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収株式会社(以下「ミネルヴァ債権回収」といいます。)が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権を行使せず、市場内で売却する方針であること、及び本日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%(9,170,000株)を所有するRed Planet Holdings Pte Ltd(以下「RPH社」といいます。)が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権に加え、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条3項に規定する親会社をいうものと理解しております。以下同じ。)となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していること書面により確認しているためです。

100%の場合

具体的な用途	金額(円)	支出予定時期
当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社のSPCに対する出資持分の買取(これら出資に係る資金をSPCは既存ホテル購入資金(沖縄県)、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。)(注1)	603,782,500円	平成25年7月～ 平成25年9月
Eコマース 開発費用 (音楽ダウンロードサイト 開発費用)	10,000,000円	平成25年7月～9月
商品仕入買付け資金及び 運転資金 (IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連のコスメティックグッズやアクセサリに係る当社の買付け資金等)	20,000,000円	平成25年7月～12月
Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

(注)1. RPH社のノウハウを取り込んだリミテッドサービスホテルの開業に向けて、当社が出資する合同会社(SPC)を通じて沖縄県の既存ホテルを取得する予定です。沖縄県の既存ホテル取得費は1,050,000,000円、当該既存ホテル改装費は55,000,000円を予定しており、SPCは、当該既存ホテルの一般管理費として必要な95,000,000円との合計1,200,000,000円を銀行からの借入及び匿名組合出資により調達する予定です。本新株予約権無償割当てによる資金調達が可能な時期が、上記各費用を支払うべき時期より遅くなることと予定されていることから、SPCは、銀行からの借入により530,000,000円を調達するとともに、当初、当社から100,000,000円を、RPH社から570,000,000円を、それぞれ匿名組合出資により調達することを予定しており、行使比率が100%の場合、本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、503,782,500円をRPH社からの匿名組合出資の買取に充当する予定です(なお、匿名組合出資の詳細については、下記「募集に関する特別記載事項、6.(2)新たな事業の開始及び信託受益権(固定資産)の取得をご参照下さい。)。なお、沖縄県のホテルの取得に関する概要は以下のとおりです。

(a) ホテル資産を取得する合同会社(SPC)の名称等

名称	合同会社FORTUNE ONE
所在地	東京都港区赤坂一丁目7番1号
代表者の役職・氏名	一般社団法人HOTEL Core CAPITAL
事業内容	不動産の取得、保有及び処分 不動産の賃貸及び管理 不動産信託受益権の取得、保有及び処分等

資本金	50万円
-----	------

(b) 取得資産の概要

内容、所在地	沖縄県那覇市前島三丁目1番4号 土地：553.56㎡(信託受益権を予定) 建物：3,309.2㎡(信託受益権を予定)
取得価額(予定)	1,050百万円(消費税込)
現況	ビジネスホテルを主なテナントとする賃貸ビル(平成20年6月竣工)。ビジネスホテルは、平成25年7月初旬、「チューンホテル那覇(予定)」として開業予定(客室数117室)。

(c) 取得先の概要

名称	リラックス観光株式会社
所在地	沖縄県那覇市前島三丁目1番4号
代表者の役職・氏名	代表取締役 東江一成
事業内容	ホテル、宴会、結婚式場及びレジャー施設の経営 不動産の保有、売買、賃貸等
資本金	60百万円
設立年月日	平成22年6月2日
当社との関係	該当事項はありません。

50%の場合

具体的な用途	金額	支出予定時期
当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社によるSPCに対する出資持分の買取(これら出資にかかる資金をSPCは既存ホテル購入資金(沖縄県)、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。)(注1)	261,800,000円	平成25年7月～9月
Eコマース開発費用 (音楽ダウンロードサイト開発費用)	10,000,000円	平成25年7月～9月
商品仕入買付け資金及び運転資金 (IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連のコスメティックグッズやアクセサリに係る当社の買付け資金等)	20,000,000円	平成25年7月～12月
Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

(注) 1. 行使比率が50%の場合には、本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が既に出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、161,800,000円をRPH社からの匿名組合出資の買取に充当する予定です。

2. 行使比率が50%の場合における上記資金調達額(311,800,000円)が達成されなかった場合におきましては、株式市況、消費者等のマーケット状況等を勘案した上で、比較的速やかに他の資金調達手法を検討する所存です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

1. ノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施する目的及び理由

(1) 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的

当社グループの事業及び事業提携に向けた協議の経緯

当社グループは、インディーズ音楽分野におけるCDのディストリビューション事業を主たる事業とし、音楽配信、実売データの提供・販売、CDの企画・制作及び販売、並びにそのアーティストに関するイベント企画、セミナー等の企画運営等のソリューション事業を行っております。しかしながら、ここ数年の音楽市場においては、特定のアーティスト以外の音楽CDの売れ行きは決して楽観出来るものでなく、ディストリ

ビューション事業においてビジネスモデルの変革・深化が必要となっております。

また、当社グループは、平成25年1月9日付プレスリリース「事業の一部撤退に関するお知らせ」で公表いたしましたように、ソリューション事業における一部事業を廃止し、今後はソリューション事業においても新たな分野に経営資源をシフトさせることを進めております。

このような状況下、当社グループは「新中期経営計画QOL2015」を策定いたしました。これは、QUALITY of Life/Living(生活の質)の改善・向上をイメージし、我々の事業領域として取組み可能な分野とその規模感を設定するものであります。これを基礎として、既存事業の深化、新しい需要の創造を狙い、新たな事業領域へのチャレンジを掲げ、広く社会から信頼される企業となることを目指し、更なる各事業領域の深化と拡大を図ってまいります。

具体的には、当社グループがサポートするアーティストによる東南アジアへの進出を中心とした海外展開や、海外において成功しているエンターテインメントや飲食関連、Eコマース、ホスピタリティビジネス等の日本での展開といった新規事業分野への参入を企図しております。当社は、これらを推進していくためには、当社グループの企業コンセプトや事業ポートフォリオと共通項の多い海外の企業との連携が一つの重要な要素となると考えてきました。かかる状況の中、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収も当社の取組みを認識し、同社と協議を重ねてきました。その結果、RPH社との提携の機会を得、ミネルヴァ債権回収が平成24年12月5日付で当社のA種優先株式91,700株(RPH社は、平成25年1月9日付でA種優先株式91,700株全てを普通株式に転換しております。なお、当社は、平成25年3月1日を効力発生日として普通株式1株を100株にする株式分割(以下「本株式分割」といいます。)を実施しておりますので、本日現在、RPH社の保有する当社の普通株式は9,170,000株となっております。)をRPH社に譲渡することによって、当社は、RPH社との連携に向けた協議を開始しました。

新規事業の開始

下記「募集に関する特別記載事項、6(1)」のとおり、当社はRPH社と業務提携を行い、新たな事業を開始することいたしました。

まず、当社は、RPH社と業務提携を行い、リミテッドサービスホテルの運営事業を日本で展開することとなりました。リミテッドサービスホテルとは、ホテルに求められる全てのサービス・機能をもつフルサービスホテルに対して、ビジネスホテル等、ホテルに求められるサービス・機能を限定することによりコストを抑え安価な宿泊料金を提供するホテルをいいます。RPH社及びその親会社でホテル運営を行っているRed Planet Hotels Limitedは、格安運賃で航空券を提供するLCC(ローコストキャリア：サービスを限定することで格安な運賃で航空券を提供する航空会社)に一部出資を行い、そのノウハウを導入して主にタイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン等の東南アジアエリアで“Tune(チューン)”ブランドの名称でリミテッドサービスホテルを運営し、急速に成長を遂げています。そこで、当社は、RPH社との業務提携を通じてリミテッドサービスホテルの運営事業を日本で展開することとしております。

また、RPH社は、その親会社であるRed Planet Hotels Limitedとともに、主に東南アジアを中心として、一般消費者向けにピザの宅配やコーヒーショップのチェーン店等の飲食業、上記したTune Hotelブランドにより運営中の宿泊業、35万人強の会員を擁するIQdeal社(<http://iqdeals.com/th/homepage>)によるEコマースを通じてコスメティックグッズ・アクセサリ・ファッションアパレル等のオンラインによる小売等を行っているRed Planetグループの一員であり、当社は、業務提携を通じて、その実績とノウハウを今回の連携に活かしていく予定です。

具体的には、当社は、IQdeal社が東南アジアエリアで展開しているEコマース事業に対して、所謂、“クール・ジャパン”関連の商品(当社グループがサポートするアーティストのグッズ等、新興アパレル商品、生活雑貨等)を供給するといった新たな事業展開について取組んでいくとともに、日本市場のニッチマーケットにおけるディストリビューション事業での強みを活かし、自らの東南アジア事業を強化する予定です。さらに、当社は、RPH社が東南アジアエリアで実績をあげている各種事業を日本においても広げていきたいと考えております。

そこで、当社グループは、本新株予約権無償割当てによって得られる資金をこれらのホテル事業をはじめとする新規事業に投入いたします。

特に、上記「第1募集要項、2新規発行による手取金の使途、(2)手取金の使途」のとおり、RPH社のノウハウを取り込んだリミテッドサービスホテルの開業に向けて、本新株予約権無償割当てによる調達する資金の9割弱を、SPCを通じて沖縄の既存ホテルを取得する資金に充当する予定です。ホテル事業は装置産業であり、長期に固定化する資金となるため、かかる性質の資金については、一部は借入でまかなえるものの、一部は自己資本でまかなうことが望ましく、本新株予約権無償割当てにより自己資本を充実させることで、金融機関からの借入れのみに依存することなく、事業拡大を図ることが可能となると考えております。

また、今後は、当社グループの主力事業である音楽関係に伴うアーティストのグッズ等の仕入れに加えて、Red Planetグループが運営するEコマース事業の活用及び開発等、生活雑貨、コスメ、洋服及び小物等の仕入れや、小売業等の初期投資も必要となるため、本新株予約権無償割当てによる調達資金の残額については、これらの資金に充当することを考えております。

事業分野の再構築

以上の新規事業開始の結果として、当社グループでは、従来から行っているディストリビューション事業及びソリューション事業並びにホテル事業をはじめとする新規事業を、(i)音楽市場等をマーケットとする事業(ディストリビューション事業)、(ii)Food & Beverage関連事業、及びオンラインによる小売業(ソリューション事業)、並びに(iii)ホテル事業の3つの収益基盤に分類し直し、「新中期経営計画QOL2015」を達成すべく新たな事業の拡大を図っていきたいと考えております。

自己資本の充実

当社グループは、「新中期経営計画QOL2015」の中にも掲げております事業領域を拡大し、上記のホテル事業を含む2つの収益基盤(ディストリビューション事業及びソリューション事業)を展開していくためには、自己資本の充実が不可欠であり、当社グループのさらなる成長ステージに向けて資本基盤の拡張が重要であるとともに不可欠な課題と認識しております。また、新規事業に係る資金の調達について、金融機関からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性があるため、大株主であるRPH社による権利行使が見込める本新株予約権無償割当てによることが、当社の財務基盤を安定化させ、ひいては企業価値の向上につながるものと考えております。

株式の流動性の向上

当社の発行済株式総数(平成25年4月12日現在)は、27,789,400株(自己株式50,100株を含む。)、平成25年2月末時点における株主数は3,706名という状況であり、今後、大規模な資本政策を実現するに際しては、株主数及び発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることも、重要であると考えております。

本新株予約権無償割当てでは、本新株予約権及び本新株予約権の行使後において発行される株式の一部については、市場で売買されることが想定されており、また、本新株予約権無償割当てで割当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合は、当該発行済株式総数は55,528,700株となります。当社株式を9,170,000株(発行済株式総数に対する割合33%)保有するRED社は、下記「募集に関する特別記載事項、2.大株主の行使の見込み等 RPH社の方針」記載のとおり、市場において本新株予約権を追加で取得し、市場の状況によっては当社の親会社となる可能性も視野に入れておりますが、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収(当社株式を11,879,100株保有)、下記「募集に関する特別記載事項、2.大株主の行使の見込み等 ミネルヴァ債権回収の方針」に記載のとおり、本新株予約権を行使せず市場にて売却する方針であるため、同社に割当てられた本新株予約権の全てが市場を通じて流通することになります(本新株予約権無償割当てに係る本新株予約権の全てが行使された場合、行使期間経過後のミネルヴァ債権回収の持株比率は21.3%となる見込みです。)。この結果、当社の平成25年3月21日現在の株主は、当社の総議決権に対する議決権割合43%(11,879,100株)を有するミネルヴァ債権回収、及び当社の総議決権に対する議決権割合33%(9,170,000株)を有するRPH社以外の株主は、議決権割合が2%以下という状況ですが、上記のRPH社及びミネルヴァ債権回収の方針が実行されれば、遅くとも本新株予約権の行使期間満了日までの間に、RPH社が第1位株主、ミネルヴァ債権回収が第2位株主となり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じる可能性があります。

以上のとおり、本新株予約権無償割当ての結果としてRPH社とミネルヴァ債権回収の2社が大株主であるという株主構成には変更は生じない見込みであるものの、本新株予約権無償割当てにより発行済株式総数の増加、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加が見込まれます。

(2)他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、本新株予約権無償割当ての決定に際し、下記のとおり、本新株予約権無償割当てと他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、本新株予約権無償割当ては、当社株式の取引状況・既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ、新規事業に係る資金調達を行い財務基盤を安定させることとなる方法であること、その結果としてRPH社が親会社となり、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなる可能性があるものの、そのことは企業価値の向上に資するとともに、不利益とはならないことから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

新規事業に係る資金の調達について、金融機関からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性がある。

公募増資は、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手法としてとり得ない。

コミットメント型のライツ・オファリングは、上記の公募増資と同様に、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、また、過去に実施された事例が存在しないため、より長期の期間と多額の費用が必要となる可能性がある一方、ノンコミットメント型のライツ・オファリングはすでに事例が存在するため、そのような懸念が少ない。

第三者割当増資と比較すると、第三者割当増資は既存株主に対する希薄化の影響が大きくなる懸念される一方、全ての株主(当社を除く。)に対して本新株予約権を割り当てる方式である本新株予約権無償割当ては、新株予約権の割り当て時点においては希薄化の影響を既存株主に対して与えることなく、また、本新株予約権無償割当ては新株予約権を上場させるものであるために新株予約権を市場で売却する機会が存在し、結果的には新株予約権を行使しない既存株主に希薄化に伴う影響を回避する選択肢を提供した上で、資金調達ができる。

新株予約権を上場させない非上場型の株主割当増資と比較すると、非上場型の株主割当の場合、株主が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使しない既存株主が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的となる一方、本新株予約権無償割当てでは、既存株主が新株予約権を売却する機会が与えられる。

下記2.及び3.のとおり、本新株予約権無償割当て及びRPH社による新株予約権の行使及びミネルヴァ債権回収の不行使の結果として、RPH社が親会社となる可能性がある。また、下記2.のとおり、RPH社は、当社との連携を深めるため、市場内で本新株予約権を取得し、これを行使することにより、当社の親会社となる意向も有しているとのことですが、RPH社が親会社になることにより、上記1(1)

及びに記載のRPH社と当社との新規事業における業務提携の効果がより得られるものと判断される。

下記2.及び3.のとおり、本新株予約権無償割当て及びRPH社による新株予約権の行使及びミネルヴァ債権回収の不行使の結果として、ミネルヴァ債権回収が当社の主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなる可能性がある。一方、下記3.のとおり、ミネルヴァ債権回収とは、ホテル案件の紹介等を通して事業上の協力関係を継続していく方針であることから、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなるにより当社の企業価値が毀損されるとは言い難い。

2. 大株主の行使の見込み等

(1) RPH社の方針

RPH社は、平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%(9,170,000株)を所有しております。RPH社は、当社グループの今後の方向性や事業ポートフォリオを考えた結果、事業展開、目指す方向性等が同じであり、今後さらなる連携を取ることで、互いにグローバル展開を視野に入れた事業領域拡大が図れると考え、本新株予約権無償割当てによって割当てられる本新株予約権の全てを行使する旨を当社に対し通知しております。具体的には、RPH社は、本新株予約権の行使期間の初日が到来後直ちに、同社が同日に有する本新株予約権の全てを行使する意向を有していること、同社が本新株予約権を行使する場合は、行使する本新株予約権の数及び行使の時期を、当社に対して書面により通知すること、及び、本日現在、同社が割当てを受ける予定の本新株予約権の行使に係る払込みに必要となる金額に足る十分な手元資金を有していることを、当社に対して書面により通知しております。

また、RPH社は、当社との連携を深めるため、市場内で本新株予約権を取得し、これを行使することにより、当社の親会社となる意向を有しているとのことです。具体的には、RPH社は、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを、当社に対して書面により通知しております。

なお、RPH社は、シンガポールを設立準拠法とする海外の会社であって外国居住株主に該当しますが、RPH社による本新株予約権の行使について、シンガポール法その他の外国法令に基づく制限はありません。この点について、RPH社からは、本新株予約権の割当てを受け、これを行使することについて、当社がシンガポール法その他の外国法令に基づき本新株予約権無償割当てに関して登録又は届出を行うことは必要とされていないこと、その他RPH社が本新株予約権の割当てを受け、これを行使することについてシンガポール法その他の外国法令上の制限はないことについて、書面による通知を受けています。また、当社も、シンガポール法の弁護士より、本新株予約権の募集については株主割当てによるものであるため、RPH社が本新株予約権の行使を行ったとしても、当社にシンガポール法上の登録又は届出が必要とならないことを確認しております。

(2) ミネルヴァ債権回収の方針

ミネルヴァ債権回収は、平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合43%(11,879,100株)を所有し、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社ですが、本新株予約権無償割当てにより割り当てられた本新株予約権を行使せず、市場内で売却する方針です。具体的には、ミネルヴァ債権回収は、本新株予約権無償割当てにより同社が割当てを受ける本新株予約権を行使せず、その全てを本新株予約権が上場される金融商品取引所の開設する市場において本新株予約権の上場期間内に売却する方針であり、当該方針を変更した場合は直ちに変更後の方針を当社に対して書面により通知することを、当社に対して書面により通知しております。

ミネルヴァ債権回収は、その子会社であるアイシス・パートナーズ株式会社による平成21年2月の当社社債の引受け、同年3月の当社社債債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)による第三者割当増資の引受け、その後の当社に対する貸付けとその借入債務の一部株式化(デット・エクイティ・スワップ)による第三者割当増資の引受け、及び平成22年12月1日に当社債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)による第三者割当によるA種優先株式の引受けを行う等、当社の再生を支援する為に支配株主等又は主要株主である筆頭株主及び親会社として支援をして来ましたが、当社が債務超過に陥る寸前の状態から、一定程度の純資産が積上る等、当社の再生が一定程度達成された現在、ミネルヴァ債権回収は平成24年12月5日にその保有する当社のA種優先株式をRPH社に譲渡して投資回収を行っており、これ以上の資金的な支援は同社の役割ではないと判断したとのことです。

なお、RPH社及びミネルヴァ債権回収は、いずれも、平成25年4月12日付の確約書において、本新株予約権の行使期間満了日後に本新株予約権の行使結果の適時開示を当社が行う時まで、当社の普通株式につき、売却、担保設定、貸借取引、買取オプションの付与その他の譲渡又は処分を行わず、当社の普通株式に関する経済的利益につき、その全部又は一部を第三者に移転するデリバティブ取引その他の約定の締結を行わないことを、当社に対して書面により通知しております。

以上のとおり、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、RPH社は市場において買い付ける方針を、また、ミネルヴァ債権回収は市場において売却する方針を示しておりますが、RPH社による買い付け又はミネルヴァ債権回収の売付けの時期、価格及び数量並びにRPH社が買い付けた本新株予約権の行使の時期及び数量は、RPH社又はミネルヴァ債権回収の判断によるものであって、当社として関知しないものであります。このようなRPH社又はミネルヴァ債権回収の行動は、本新株予約権又は当社普通株式の市場価格に大きな影響を及ぼすおそれがありますので、ご留意下さい。

3. 本新株予約権無償割当て実施後の大株主の状況

(1) 親会社の異動が生じる可能性

当社の平成25年3月21日現在の株主は、当社の総議決権に対する議決権割合43%(11,879,100株)を有するミネルヴァ債権回収、及び当社の総議決権に対する議決権割合33%(9,170,000株)を有するRPH社以外の

株主は、議決権割合が2%以下という状況ですが、上記及びに記載のRPH社及びミネルヴァ債権回収の方針が実行されれば、遅くとも本新株予約権の行使期間満了日までの間に、RPH社が第1位株主、ミネルヴァ債権回収が第2位株主となり、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じる可能性があります。

(2) 親会社が異動した場合の当社への影響

当社は、RPH社とは、上記1.(1)及び2.(1)のとおり事業の方向性、シナジー等良好な関係を維持しながら当社の経営を継続していくことが可能であると判断しております(なお、RPH社が当社の親会社となった後は、議決権の行使及び保有する当社普通株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があり、また、RPH社との提携に計画通りに実行されるとの保証はない等のリスクがありますが、詳細については、下記「第三部 追完情報」の「事業のリスクについて、及び」をご参照下さい)。なお、当社とRPH社との関係は、次のとおりとなります。

人事関係

平成25年3月6日に公表しておりますとおり、当社はRPH社との連携を強化するため、RPH社へ当社に対する役員派遣を要請した結果、RPH社の取締役会長及び取締役CEOを当社の取締役候補者及びRPH社のCF0を社外監査役候補者として推薦され、同年4月24日(水)開催予定の臨時株主総会で株主の皆様の承認後に、それぞれ当社取締役及び当社社外監査役に就任することとなります。

取引関係

下記6.のとおり、当社は、RPH社とホテル事業及びEコマース事業に関し、業務提携に関する基本合意書を締結し、これら事業を進めていく方針であり、本新株予約権無償割当てによる調達資金についても、上記1.(1)のとおり、当該業務提携に基づくホテル事業等に充当することとなります。

資本関係

上記2.(1)のとおり、RPH社は、平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%(9,170,000株)を所有しておりますが、当社の親会社となる意向を有しており、上記のとおり、本新株予約権の行使期間満了日までの間に当社の主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じる可能性があります。

また、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなったとしても(本新株予約権無償割当てに係る本新株予約権の全てが行使された場合、行使期間経過後のミネルヴァ債権回収の持株比率は21.3%となる見込みです。)、同社とは引き続きホテル案件の紹介等を通して事業上の協力関係は継続していく方針です。

なお、当社は、親会社の異動が判明した場合には直ちに臨時報告書を提出致します。

4. 発行条件に関する事項

(1) 行使価額の決定根拠及びその合理性に関する考え方

本新株予約権無償割当てにおいては、当社を除く既存株主の全てに対して当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当て、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付されるものとした。

また、当社は、本新株予約権の1個あたりの行使価額を、1株あたり25円に設定いたしました。

本新株予約権の1個あたりの行使価額につきましては、本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額及び当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等、並びに既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様が本新株予約権を行使いただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)等を勘案して決定しており、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えております。その理由及び背景は、以下のとおりです。

RPH社との協議過程

平成24年12月3日付プレスリリース「親会社であるミネルヴァ債権回収株式会社が所有する当社A種優先株式の一部譲渡に関するお知らせ」に記載しておりますとおり、当初、RPH社が譲り受けた1株当たりの金額は、3,850円(本株式分割前)(なお、算定根拠は平成24年10月中旬～11月中旬の平均株価の約90%)でありました。

そして、RPH社がミネルヴァ債権回収から優先株式を譲り受けた後、当社とRPH社が今後の当社の新規事業としてホテル事業について協議していく中で、上記の1株当たり3,850円(平成25年3月1日を効力発生日として普通株式1株を100株にする株式分割)の約65%を行使価額としてライツ・オフリングによる資金調達を行うことを前提として、ホテル事業に係る事業計画を作成してまいりました。また、かかる経緯を踏まえて、RPH社による本新株予約権の行使可能性の観点から、行使価額を25円としております。

ホテル事業をはじめとする新規事業等に係る事業計画と必要資金

上記「第1募集要項、2新規発行による手取金の使途、(2)手取金の使途」のとおり、当社はホテル事業を開始するに当たり、SPCを通じて沖縄の既存ホテルを取得する予定です。当該ホテルの取得価額は1,050百万円(本件による調達が50%の場合、261百万円を予定、その他銀行借入530百万円、匿名組合出資520百万円を予定)であり、また、ホテル事業は装置産業であり、長期に固定化する資金となるため、かかる性質の資金については、一部は借入でまかなえるものの、一部は自己資本でまかなうことが望ましく、取得価額を自己資本でまかなう必要があります。また、上記「第1募集要項、2新規発行による手取金の使途、(2)手取金の使途、新規事業の開始」のとおり、当社はホテル事業をはじめとする新規事業等に係る事業計画に係る資金を調達する必要があります。

直近株価との関係

本新株予約権の行使価額である25円は、本新株予約権の発行決議日前日である平成25年4月11日の当社普通株式の普通取引終値である425円に対して5.88%、同日から遡る過去1か月間(平成25年3月11日から平成25年4月11日まで)の本株式分割を考慮した普通取引終値の単純平均値356.3円に対して7.02%、同日から遡る過去3か月間(平成25年1月10日から平成25年4月11日まで)の本株式分割を考

慮した普通取引終値の単純平均値272.54円に対して9.7%、同日から遡る過去6か月間（平成24年10月10日から平成25年4月11日まで）の本株式分割を考慮した普通取引終値の単純平均値172.48円に対して14.49%にあたります。

上記のとおり、行使価額を市場における株価と比較した場合、本新株予約権の行使価額は相当程度ディスカウントされたものとなっております。

もっとも、ミネルヴァ債権回収及びRPH社が当社の発行済株式総数の約75%を保有しているために、市場に流通する浮動株式の割合が小さく出来高が少ないこと等もあり、当社の株価は、平成24年から本日まで間に急激に変動しております。当社の平成25年9月期における当社の株価は、平成24年10月9日に3,740円（本株式分割前）を最安値として、平成25年2月28日には669円（本株式分割後）を最高値としており、その間、約5か月弱の間に株価が約17.9倍となる等、株価の騰落及び変動率は著しく大きい状況にあります。特に、本株式分割に係る基準日の公表日後、本株式分割の効力発生日までの間には、証券取引所の定める値幅制限の上限までの株価上昇が13回、値幅制限の下限までの株価下落が3回生じる等の状況にありました。

そして、日本で他社におけるノンコミットメント型のライツ・オフリング事例と同じ程度（他社の発行決議日直前取引日における当該他社普通株式の普通取引の終値の55%前後）の割引率により行使価額を設定した場合には、当社株価の急激な騰落及び変動率の大きさから、既存株主の皆様が本新株予約権の行使を行いにくい状況にあります。そこで、今回の新規事業開始に伴う資金調達については、新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方々にも幅広く享受していただきやすい制度設計であるべきとの考え方により、直近の当社普通株式の普通取引の終値に比して相当程度ディスカウントを行うべきであるとの判断に至りました。

< 株価の推移表（参考） >

過去5年間の状況（期末）

決算年月	平成20年 8月期	平成21年 8月期	平成22年 8月期	平成23年 8月期	平成24年 8月期
最高（円）	17,650	12,000	3,550	12,620	11,000
最低（円）	6,170	1,730	1,372	1,450	3,765

最近6カ月の状況

	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月
最高（円）	4,970	10,840	16,800	15,000	669	467
最低（円）	3,730	4,025	7,600	8,630	115	312
終値（円）	4,490	10,840	8,200	11,890	502	370

（注）1．平成25年2月の数字は、本株式分割を考慮しており、本株式分割の権利落日直前の株価については100分の1の値となっております。

2．平成25年4月（平成25年4月11日現在）の株価は、最高：427円、最低：373円、終値：425円となっております。

上記のとおり、RPH社がミネルヴァ債権回収から優先株式を譲受けた後、当社とRPH社が今後の当社の新規事業としてホテル事業について協議していく中で、上記の1株当たり3,850円（平成25年3月1日を効力発生日として普通株式1株を100株にする株式分割）の約65%を行使価額としてライツ・オフリングによる資金調達を行うことを前提としているものの、上記及びのとおり、本新株予約権無償割当ては当社グループの企業価値、引いては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、上記1．（2）のとおり希薄化への影響に対する配慮として既存株主への新株予約権無償割当てとし、上記のとおり新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方にも幅広く行使して頂きやすくし、行使されない場合であっても市場における売買を可能とする上場型の新株予約権とすることにより、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案して発行条件を決定しており、本新株予約権無償割当ての発行条件は合理的であると考えております。

なお、本新株予約権無償割当ては全ての株主の皆様に対して本新株予約権を割り当てる方法により行われるため、行使価額の高低にかかわらず会社法上の有利発行規制は適用されず、取締役会決議により適法に行うことができます。

（2）親会社の異動と権利行使価格

上記3のとおり、本新株予約権無償割当ての結果、当社の親会社はRPH社となる可能性があります。RPH社が当社の親会社となるためには、RPH社が公開買付けにより株式の買付けを行うことも考えられますが、公開買付けによる場合は当社が資金調達を行うことができず資金調達により財務基盤の安定を図るという当社の目的を達成することはできません。また、RPH社が当社より普通株式の第三者割当を受けることによってRPH社が当社の親会社となることも考えられますが、この場合はRPH社以外の株主に割当を受ける機会が与えられず、希薄化による影響が大きくなることが懸念されます。また、RPH社が親会社になるための費用は、公開買付け又は第三者割当における払込金額によって大きく変わりますが、公開買付けについては大株主であるミネルヴァ債権回収と合意することにより時価から相当程度ディスカウントした価格を公開買付け価格とす

ることも可能であります(なお、RPH社は平成24年12月5日に当社の株式を譲り受け、同日にミネルヴァ債権回収がA種優先株式を普通株式に転換しており、当該転換を前提とすると、その時点でのRPHの株券等所有割合は3分の1以下であり、公開買付けを必要とするレベルではないと理解しております。また、本件のノンコミットメント型ライツ・オフリングに対する公開買付規制の適用は、本新株予約権の当初の割当ては無償で行われるため「買付け等」には該当しないこと、RPHをはじめとする株主が本新株予約権の行使によって当社の新規発行株式を取得する行為は、急速な買付け等(金商法27条の2第1項4号)における「新規発行取得」には該当するものの、すでにRPH社による市場外における買付け等から3か月以上経過しているため、急速な買付け等は適用されないこと、RPH社が追加で本新株予約権を市場内で取得することについても急速な買付け等は適用されず、他に強制公開買付の規定は適用されないため、いずれの場面においても公開買付規制の適用は無いことと理解しております。以上が当社の公開買付規制に関する考え方ですが、もっとも、上記については、当社としての推測にすぎず、当社としてはRPH社の特別関係者を含めた株券等所有割合やその他公開買付けの要否に関する検討について判断すべき立場にはないと認識しております。)、また、第三者割当についてもRPH社及びミネルヴァ債権回収による賛成を得て株主総会の特別決議を経ることにより時価から相当程度ディスカウントした価格を払込金額とすることも可能です。

本新株予約権無償割当てにおいては、最近の当社普通株式の市場価格よりも相当程度低い行使価額が設定されており、上記(1)のとおり、RPH社がミネルヴァ債権回収から優先株式を譲受けた後、当社とRPH社が今後の当社の新規事業としてホテル事業について協議していく中で、上記の1株当たり3,850円(平成25年3月1日を効力発生日として普通株式1株を100株にする株式分割)の約65%を行使価額としてライツ・オフリングによる資金調達を行うことを前提としているものの、本新株予約権無償割当てにおける本新株予約権の行使価額は、上記(1)及びのとおり、当社として事業上必要な資金を踏まえて、新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方々にも幅広く享受していただきやすい制度設計であるべきとの考え方により決定したものであり、合理的なものであるものと判断しております。

なお、RPH社が当社の親会社となった場合には、支配株主にも該当することとなります。

5. 親会社の異動を伴うノンコミットメント型ライツ・オフリングを行う必要性

上記1.(2)のとおり、当社は、本新株予約権無償割当ての決定に際し、本新株予約権無償割当てと他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、本新株予約権無償割当ては、当社株式の取引状況・既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ、新規事業に係る資金調達を行い財務基盤を安定させることとなる方法であること、その結果としてRPH社が親会社となり、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなる可能性があるが、そのことは企業価値の向上に資するとともに、不利益とはならないことから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択しました。

本新株予約権無償割当ては、行使価額が時価よりも相当程度低いものであり、また、親会社の異動が生じる可能性があることから、慎重に手続を行うための方法を検討いたしました。当社は、平成25年4月24日に臨時株主総会を開催する予定ですが、その招集通知は同月9日に発送しているため、その内容として本新株予約権無償割当ての概要を記載することにより当該臨時株主総会において株主総会の決議等による株主の意思確認を行うことはできなかつたため、本新株予約権無償割当ての必要性及び相当性について、当社の経営から一定程度独立した社外取締役貝塚志朗及び社外監査役藤田誠司から、本新株予約権無償割当てを決議した当社取締役会において意見を頂きました。当該意見では、具体的には、当社の置かれる市場の状況や財務状況等に鑑みれば、リミテッドサービスホテルの運営事業の開始及びEコマース事業の開始は、当社の収益基盤を強化し、今後の当社グループの企業価値の向上に資するものである一方、新規事業に必要な資金の一部を自己資本で調達することによって、当社の投資に伴う財務上のリスクを抑え、当社の財務基盤を安定させることとなる等の事情から、資金調達の必要性があり、他の資金調達手段と比較すると、当社の財務基盤を安定させ、既存株主に対して希薄化の影響を与えず、また新株予約権を市場で売却する機会を与えること、RPH社が親会社となる可能性があることは貴社の企業価値向上に資するとの判断は合理的であり、ミネルヴァ債権回収が主要株主である筆頭株主及び親会社ではなくなる可能性があることにより貴社の企業価値が毀損されると言い難いこと等の事情から、他の資金調達手段との比較において、本新株予約権無償割当てを選択することに相当性があり、かつ、本新株予約権無償割当てにおける本新株予約権の行使価額は、市場における株価と比較して相当程度ディスカウントされたものであるが、新規事業等に係る事業計画において貴社が調達する必要がある資金の額から算出されたものであり、また本新株予約権の行使価額を低く抑えることにより既存株主による本新株予約権の行使をよりしやすくし、既存株主が新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を幅広く享受できることとなる設計としていること、外国居住株主による行使制限についても当該制限は株主平等の原則に違反するものではないこと等の事情から、本新株予約権無償割当ての発行条件の内容は相当性があるとされています。なお、本新株予約権無償割当ては、上記臨時株主総会における発行可能株式総数を増加させる定款変更議案の承認を前提としていることから、当該議案の臨時株主総会での説明に際して、本新株予約権無償割当てに関する説明もあわせて行う予定です。

6. RPH社との業務提携、新たな事業の開始及び信託受益権(固定資産)の取得

(1) RPH社との業務提携に関する基本合意書の締結

(i) 業務提携の理由

上記「1(1)及び」のとおり、RPH社との業務提携を行うため、当社は、RPH社との間で平成25年4月8日付で業務提携に関する基本合意書(以下「基本合意書」といいます。)を締結しました。当社は、RPH社との業務提携により、当社グループが今まで培ってきたノウハウをRPH社に提供するとともに、RPH社の海外におけるホテル運営事業及びEコマース事業を運用することにより、双方の事業の競争力を高め、両社の企業価値向上に繋げることができると考えております。

(ii)業務提携等の内容

当社及びRPH社は、基本合意書において、以下に掲げる事業を行うことを業務提携の基本的内容とすることについて合意しており、業務提携の内容を具体化し共同して進めるために、業務提携の具体的内容について協議を行っていく予定です。なお、業務提携に関する最終契約書の締結に向けてRPH社と協議を進めてまいります。

(a) リミテッドサービスホテルの運営事業

当社は、RPH社を通じて、RPH社及びRed Planet Hotels Limitedが東南アジアエリアで展開しているリミテッドサービスホテルの運営に係るノウハウの提供を受けることによって、日本国内におけるリミテッドサービスホテルの運営事業を実施する。

(b) Eコマース事業

当社は、RPH社が所属するRed Planetグループの一員であるIQdeal社が東南アジアエリアで展開しているEコマースを通じたオンラインによる小売事業について、当社又はその子会社がサポートするアーティストのグッズ等、アパレル商品及び生活雑貨等の商品を供給する。

(2) 新たな事業の開始及び信託受益権（固定資産）の取得

(i) 事業開始及び取得の趣旨

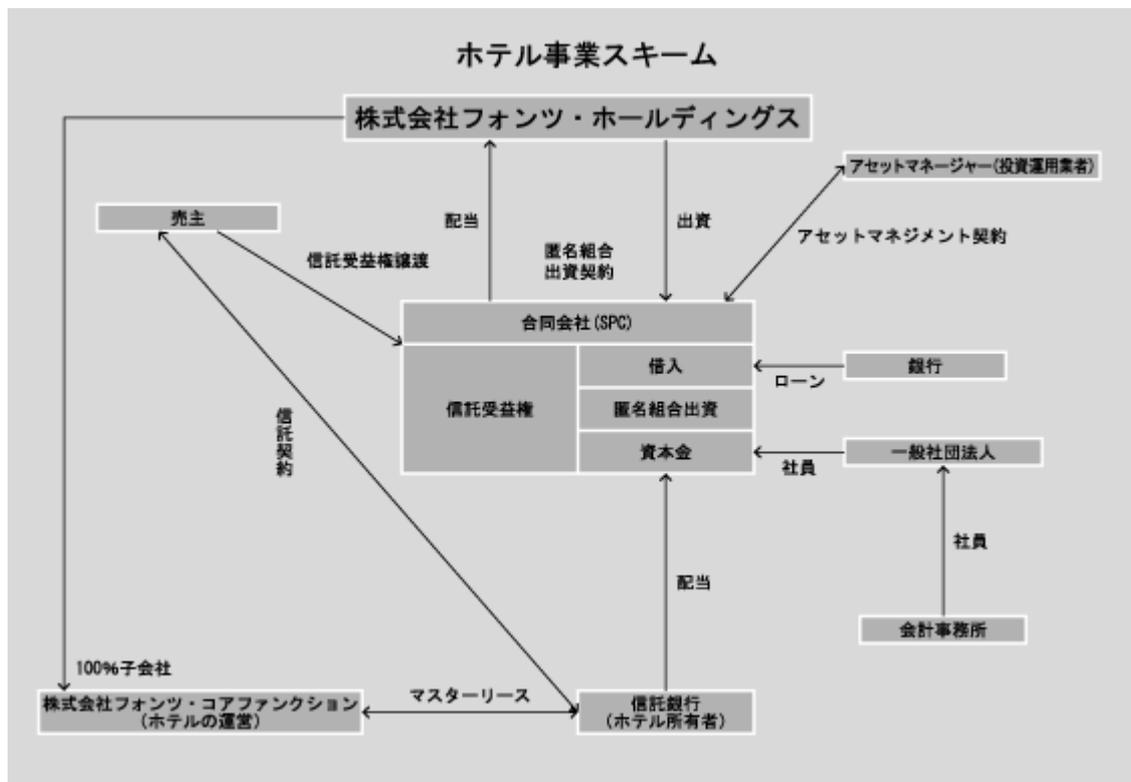
上記(1)のとおり、RPH社との業務提携を行うため、当社は、RPH社との間で基本合意を締結しました。

また、当社は、RPH社との協議において、アジアの中でも最も魅力のある国の一つである日本は、アジアの他の国・都市から根強い人気があることを確信するに至りました。

そこで、当社グループは、数年以内には、アジアの他の国からの日本への渡航者数が今以上に増加すると予想し、海外顧客獲得の基盤となる地域に存在し、かつ財務面についても改善の余地があるホテルを、積極的かつ計画的に取得していくことといたしました。すなわち、RPH社の持つノウハウを活用し、立地条件や施設面、既存のブランド力等を活かし、稼働率を高めることができると思われるホテルをターゲットとしてホテルの不動産又は不動産信託受益権（以下「ホテル資産」といいます。）を間接的に取得します。そして、株式会社フォント・コアファンクションがホテル所有者である信託銀行との間でマスターリース契約を締結するとともに、RPH社とライセンス契約を締結し、ホテルの運営事業を新たな事業として開始いたします。詳細は、下記「(ii)新規事業の概要」をご参照ください。

(ii) 新規事業の概要

当社グループにおけるホテル運営事業のスキームは以下のとおりです。



ホテル資産を保有する特別目的会社の組成

当社は、ホテル資産を間接的に取得・保有するための特別目的会社（以下「合同会社（SPC）」）といたします。

ホテル資産を保有する特別目的会社への匿名組合出資

当社は、合同会社（SPC）に対して匿名組合出資をいたします。合同会社（SPC）に対する匿名組合出資の規模は670百万円を予定しておりますが、出資比率等に関しては、現時点で未定であり、詳細が判明次第お知らせいたします。

また、合同会社（SPC）との間の匿名組合契約は、現在交渉中の段階であり、平成25年4月下旬までに締結する

予定です。当社の匿名組合出資持分の取得が決定した際には、匿名組合の概要等を速やかにお知らせいたします。

今後のホテル資産の取得・保有の仕組み

今後のホテル資産の取得・保有につきましても、上記合同会社（SPC）を活用していく方針であります。場合によっては、別途合同会社（SPC）を設立することも考えております。

ホテル資産の管理・運営

ホテル事業の拡充にあたり、取得したホテル資産を管理・運営する仕組みとしては、当社は、ホテル事業における事業環境の変化やお客様に二 ーズに対して迅速かつ的確に対応する体制を構築するため、ホテルの管理・運営に関する業務を、株式会社フォント・コアファンクションに運営させることといたしました。上記のとおり、株式会社フォント・コアファンクションは、信託銀行との間でマスターリース契約を締結するとともに、RPH社とライセンス契約を締結した上で同社のノウハウを活用し、ホテルの運営事業を行います。

(iii) 合同会社（SPC）による信託受益権（固定資産）の取得

新規事業の開始に伴い、当社グループが今後取得するホテル資産の概要は、上記「第1募集要項、2新規発行による手取金の使途、(2)手取金の使途、(注)1。」に記載のとおりです。

なお、沖縄のホテル取得費として総額1,050百万円（税込）、ホテル改装費（予定）として55百万円（税込）を予定しております。

(iv) 日程

当社は、平成25年4月8日、取得先に対し、信託受益権購入意向表明書を提出しており、平成25年4月30日に売買契約書締結、同年7月初旬に事業開始を予定しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

・事業のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第14期事業年度）「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年5月24日）までの間において変更がありました。

以下の内容は当該「事業のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年4月12日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

当社グループの事業活動におけるリスクで、経営成績又は財務状態に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は次のとおりです。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避に努めるとともに、発生した場合に適切に対応する所存であります。当社グループの予想を超えるリスクが発生した場合は、経営成績又は財政状態が重大な影響を受ける可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

ヒット作品の動向について

当社グループは、音楽CDの卸売及び有料音楽配信を主な業務内容としておりますが、音楽CDや有料音楽配信の売れ行きは、利用者の嗜好に大きく左右されるため、当社グループの業績はヒット作の有無に影響を受ける傾向にあります。

著作権侵害による損害賠償等について

当社グループの属する音楽業界につきましても、音楽の原盤に係る著作権及び著作隣接権等の知的財産権について当社グループが保有し、また当該権利の使用許諾を受けた上で商品化しております。

これらについて、第三者から意図せずに権利侵害を受け、また第三者の権利を意図せずに侵害してしまう可能性も否定できません。

このような権利侵害等に対して事前に情報収集に努め、当社グループ法務担当が中心となり、リスク回避に努めております。しかしながら、万が一損害賠償責任問題等の事態が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

再販売価格維持制度について

音楽CD、書籍等の小売価格については「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に規定する著作物として、再販売価格を決定し、レコード販売店に小売価格を遵守させることにより小売価格が維持されております。しかしながら、著作権再販売制度が将来にわたって維持されるかどうかは不明であり、同制度が廃止された場合には、小売価格の下落による売上の低下を招くおそれがあり、このような状況となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

当社事業に関連する重要な契約について

当社グループは日本全国特約店への配送業務を、日本レコードセンター株式会社へ委託しております。同社との関係はこれまでのところ良好であります。万が一、物流業務委託契約が解除された場合、各特約店への商品供給等に支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態が重大な影響を受ける可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、製品・製造・販売に関し、知的財産権の確保に努めておりますが、他社から当該権利を侵害される可能性が無いとは言えず、当該権利期間経過後は、他社による同一製品の新規参入の可能性が無いとは言えず、当該権利期間経過後は、他社による同一製品の新規参入の可能性も予測されます。また、製品に関連し得る他社の知的財産権の侵害防止に努めておりますが、万が一、侵害の事実が発生した場合は、紛争事件に発展することも含めて、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

システム障害に関するリスク

当社グループが提供するシステムや各種サービスは、お客様の業務の重要なシステムや社会的なインフラに関わるものもあります。これらのシステムや各種サービスにおいて、システムの不具合やオペレーションミス等により重大な障害が発生した場合、当社グループの社会的信用やブランドイメージの低下、発生した障害の賠償金の支払等により、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

このため、当社グループは稼働システムについて、社会的重要性を考慮した分類、障害対応完了までの日数等の品質基準を設定し、障害対応の体制を整備するとともに、障害発生に際しては、障害報告システム点検による評価・改善活動を行うことにより、稼働システムの品質向上に努めております。

企業買収・戦略的提携について

当社グループは、既存の事業環境を拡大するため、また新たな事業領域拡大のため、事業戦略の一環として、企業買収や資本提携を含む戦略的提携を行う可能性があります。

企業買収や戦略的提携に際しては十分な検討を行っておりますが、買収・提携後の事業計画が当初計画通りに進捗しない場合には、業績に影響を与える可能性があります。

筆頭株主の変更に係るリスク

当社の総議決権数に対する議決権割合33%を所有するRed Planet Holdings Pte Ltd（以下、「RPH社」といいます。）が割当てられた本新株予約権及び市場内で取得した本新株予約権を行使することにより、RPH社は、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを当社は書面により確認してござ

す。仮に、RPH社が当社の親会社になることとなった場合には、RPH社は、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすこととなりますが、RPH社の当社の経営方針に関する考え方やRPH社の利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、RPH社の当社の経営方針に関する考え方並びにRPH社による当社株主としての議決権行使及び保有する当社普通株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があります。

筆頭株主との連携に関するリスク

当社グループは、ホテル事業やEコマース事業を通じて、今後もRPH社との連携を深めていく予定であり、ホテル事業に関しては、RPH社との間でライセンス契約締結も予定しております。当社は、かかる連携に基づき、両社の強みを活かし、日本国内及び東南アジア等への新たな事業展開も視野に入れたアジアを中心とする事業領域拡大を図ります。

しかしながら、RPH社との連携が計画通りに実行されるとの保証はなく、またかかる連携が実行された場合でも、当社が企図する経済的効果が得られない可能性があります。

・臨時報告書の提出について

(平成24年12月3日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成24年11月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融 商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出いたしました。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年11月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件(1)

今後の新株発行による機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするとともに、現存するA種優先株式が今後普通株式に転換された場合に備え、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を拡幅させることを目的とするものであります。

第2号議案 定款の一部変更の件(2)

平成19年11月27日に、単元株式数(売買単位)を100株とすることを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社は、平成24年10月30日開催の取締役会において、第14期定時株主総会及び同日開催の種類株主総会における定款変更の承認を条件として、平成25年3月1日を効力発生日とし、普通株式1株を100株と分割すると同時の、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用することを決議しております。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、小野間史敏、萩原明、磯貝真輝、吉田昭弘及び貝塚志朗を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、阿部二郎及び勝又祐一を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件(1)	121,387	35	0		98.61
第2号議案 定款の一部変更の件(2)	121,383	39	0		98.61
第3号議案 取締役5名選任の件					
小野間史敏	121,379	43	0		98.61
萩原明	121,339	83	0		98.57
磯貝真輝	121,379	43	0		98.61
吉田昭弘	121,377	45	0		98.60
貝塚志朗	121,377	45	0		98.60

第4号議案 監査役2名選 任の件					
阿部二郎	121,391	31	0		98.62
勝又祐一	121,391	31	0		98.62

- (注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数であります。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
 本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成24年12月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出いたしました。

2 報告内容

- (1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名
 主要株主でなくなる者 坂田 修

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	当該主要株主の所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	18,800個	11.61%
異動後	9,508個	5.87%

- (注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成24年11月29日に提出した第14期有価証券報告書に記載された平成24年8月31日現在の総株主の議決権の数(161,972個)を分母として計算しております。
2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数第三位を四捨五入しております。

- (3) 当該異動の年月日

平成24年12月4日

- (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 98,000千円

発行済株式総数 277,894株

(平成25年1月18日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出いたしました。

2 報告内容

- (1) 当該異動に係る主要株主の名称、住所、代表者の氏名、事業の内容

名称 Red Planet Holdings Pte Ltd

住所 100 Beach Road #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702

代表者の氏名 SIMON GEROVICH

事業の内容 宿泊業及び飲食業、小売業、広告代理店業等

- (2) 当該異動の前後における当社主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	
異動後	91,700個	33.05%

(注) 1. 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、平成24年8月31日現在の総株主等の議決権の数161,972個に、平成24年12月5日の優先株式の普通株式への転換により増加した株式数に係る議決権の数23,721個及び平成25年1月9日転換の91,700個を加算して算出した議決権の数277,393個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本件は、当社のA種優先株式を所有するRed Planet Holdings Pte Ltdが、今後、当社との連携をより強化する目的であるとの報告を受けており、また、転換されました普通株式91,700株につきましても、長期保有する方針である旨の報告を受けております。

異動の年月日

平成25年1月9日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 98,000千円

発行済株式総数 277,894株

(平成25年4月12日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年4月12日開催の取締役会において、会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、平成25年4月30日(以下「基準日」といいます。)における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を割り当てる(以下「本新株予約権無償割当て」といいます。)旨を決議しております。本新株予約権無償割当てについては、当社株主のうち本邦以外の地域に居住する株主(以下「外国居住株主」といいます。)以外の株主に対して割り当てられる本新株予約権に関し、同月12日、有価証券届出書を提出いたします。一方、外国居住株主に対して割り当てられる本新株予約権について、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、その行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。なお、本臨時報告書における本新株予約権の発行数、発行価額の総額、差引手取概算額は、外国居住株主か否かにかかわらず、本新株予約権の発行数の全てに基づく数ないし金額であります。

2 報告内容

イ 本新株予約権の銘柄

株式会社フォント・ホールディングス 第1回新株予約権

ロ 本新株予約権に関する事項

() 発行数

27,739,300個

発行数(本新株予約権の総数)は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み数であります。

() 発行価格(募集価格)

株主割当 0円

() 発行価額の総額

693,482,500円

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価格は上記のとおり無償ですが、新株予約権の発行価額の総額には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額693,482,500円を合算した金額を記載しております。

() 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。)

(2) 数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は当社普通株式1株

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

25円

() 本新株予約権の行使期間

平成25年6月7日(金)から平成25年6月28日(金)までとします。

() 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

(注)本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされません。

() 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

() 本新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません(会社法236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。)

八 発行方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、本新株予約権を割り当てます。

二 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項はありません。

ホ 募集を行う地域

上記(vii)(注)に記載の本新株予約権の行使についての制限がなされない外国に居住する株主の居住する地域

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 本新株予約権の新規発行による手取金の総額

(1) 発行価額の総額	693,482,500円
(2) 発行諸費用の概算額	39,700,000円
(3) 差引手取概算額	653,782,500円

- (注) 1. 発行価額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年4月12日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、業務委託報酬、弁護士報酬、登記費用その他諸費用からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、発行価額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

() 本新株予約権の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

平成25年4月12日(金)現在の当社発行済株式総数(当社が保有する自己株式の数を除きます。)を基準として算出可能であります。本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の皆様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数うち行使された本新株予約権の割合(以下「行使比率」といいます。)が100%(本新株予約権の総数27,739,300個が全て行使された場合)及び50%(本新株予約権の総数27,739,300個のうち、13,869,600個分が行使された場合)と仮定した場合の発行価額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

なお、100%の行使比率のほかに、50%の行使比率を記載した理由は、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であるミネルヴァ債権回収株式会社が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権を行使せず、市場内で売却する方針であること、及び平成25年3月21日現在当社の総議決権に対する議決権割合33%(9,170,000株)を所有するRed Planet Holdings Pte Ltd(以下「RPH社」といいます。)が本新株予約権無償割当てにより割り当てられる本新株予約権に加え、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条3項に規定する親会社をいうものと理解しております。)となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを書面により確認しているためです。

行使比率が100%の場合

具体的な用途	金額(円)	支出予定時期
当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社のSPCに対する出資持分の買取(これら出資に係る資金をSPCは既存ホテル購入資金(沖縄県)、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。)(注1)	603,782,500円	平成25年7月～ 平成25年9月
Eコマース 開発費用 (音楽ダウンロードサイト開発費用)	10,000,000円	平成25年7月～9月
商品仕入買付け資金及び運転資金 (IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連のコスメティックグッズやアクセサリに係る当社の買付け資金等)	20,000,000円	平成25年7月～12月
Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

(注) 1. RPH社のノウハウを取り込んだリミテッドサービスホテルの開業に向けて、当社が出資する合同会社(SPC)を通じて沖縄県の既存ホテルを取得する予定です。沖縄県の既存ホテル取得費は1,050,000,000円、当該既存ホテル改装費は55,000,000円を予定しており、SPCは、当該既存ホテルの一般管理費として必要な95,000,000円との合計1,200,000,000円を銀行からの借入及び匿名組合出資により調達する予定です。本新株予約権無償割当てによる資金調達が可能な時期が、上記各費用を支払うべき時期より遅くなることが予定されていることから、SPCは、銀行からの借入により530,000,000円を調達するとともに、当初、当社から100,000,000円を、RPH社から570,000,000円を、それぞれ匿名組合出資により調達することを予定しており、行使比率が100%の場合、本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、503,782,500円をRPH社からの匿名組合出資の買取に充当する予定です。なお、沖縄県のホテル取得に関する概要は以下のとおりです。

(a) ホテル資産を取得する合同会社(SPC)の名称等

名称	合同会社FORTUNE ONE
所在地	東京都港区赤坂一丁目7番1号
代表者の役職・氏名	一般社団法人HOTEL Core CAPITAL
事業内容	不動産の取得、保有及び処分 不動産の賃貸及び管理 不動産信託受益権の取得、保有及び処分等
資本金	50万円

(b) 取得資産の概要

内容、所在地	沖縄県那覇市前島三丁目1番4号 土地：553.56㎡(信託受益権を予定) 建物：3,309.2㎡(信託受益権を予定)
取得価額(予定)	1,050百万円(消費税込)
現況	ビジネスホテルを主なテナントとする賃貸ビル(平成20年6月竣工)。ビジネスホテルは、平成25年7月初旬、「チューンホテル那覇(予定)」として開業予定(客室数117室)。

(c) 取得先の概要

名称	リラックス観光株式会社
所在地	沖縄県那覇市前島三丁目1番4号
代表者の役職・氏名	代表取締役 東江一成
事業内容	ホテル、宴会、結婚式場及びレジャー施設の経営 不動産の保有、売買、賃貸等
資本金	60百万円
設立年月日	平成22年6月2日

当社との関係	該当事項はありません。
--------	-------------

行使比率が50%の場合

具体的な用途	金額	支出予定時期
当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社によるSPCに対する出資持分の買取(これら出資にかかる資金をSPCは既存ホテル購入資金(沖縄県)、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。)(注1)	261,800,000円	平成25年7月～9月
Eコマース開発費用 (音楽ダウンロードサイト開発費用)	10,000,000円	平成25年7月～9月
商品仕入買付け資金及び運転資金 (IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連のコスメティックグッズやアクセサリーに係る当社の買付け資金等)	20,000,000円	平成25年7月～12月
Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費	20,000,000円	平成25年7月～12月

- (注) 1. 行使比率が50%の場合には、本新株予約権無償割当てにより調達した資金のうち100,000,000円を当社が既に出資したSPCへの匿名組合出資により生じた当社の運転資金の不足に、161,800,000円をRPH社からの匿名組合出資の買取に充当する予定です。
2. 行使比率が50%の場合における上記資金調達額(311,800,000円)が達成されなかった場合におきましては、株式市況、消費者等のマーケット状況等を勘案した上で、比較的速やかに他の資金調達手法を検討する所存です。

ト 新規発行年月日

平成25年5月1日(割当日)

チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権を大阪証券取引所に上場する。

リ 平成25年4月12日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 27,789,400株

資本金の額 98百万円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第14期	自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日	平成24年11月29日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	第14期	自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日	平成25年4月10日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第15期 第2四半期	自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日	平成25年4月12日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】
該当事項はありません。

第六部【特別情報】
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年11月28日

株式会社フォント・ホールディングス

取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 木村 喬

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォント・ホールディングスの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォント・ホールディングス及び連結子会社の平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フォント・ホールディングスの平成24年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フォント・ホールディングスが平成24年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月28日

株式会社フォント・ホールディングス
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄指定社員
業務執行社員 公認会計士 木村 喬

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォント・ホールディングスの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォント・ホールディングスの平成24年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年4月12日

株式会社株式会社フォント・ホールディングス

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	南方 美千雄	印
----------------	-------	--------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村 喬	印
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォント・ホールディングスの平成24年9月1日から平成25年8月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年12月1日から平成25年2月28日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年9月1日から平成25年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フォント・ホールディングス及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年4月12日開催の取締役会において、ライツ・オフティング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。